



「センサス」で村にひろがる 知恵と夢

調査日
昭和55年2月1日

農林業センサスに ご協力を!!

農林家のみなさん、昭和五十五年二月一日現在で全世界一斉に農林業センサスが実施されます。五年ごとに実施されるこの調査はすべての農家、林家を対象とし、農林業資源総業および農林業の基本構造の実態とその動向を把握し、農林業施策の立案と推進や村づくりに必要な基礎資料を得ることを目的としており、課税の資料など農林家に不利益をもたらすようなことは絶対ありません。

調査には各部落の調査員がお伺いしますのでご協力くださるようお願いいたします。

調査項目

- ①世帯員 ②土地 ③収穫面積・果樹園面積 ④施設園芸 ⑤家畜・養蚕 ⑥農業雇用労働力・農業生産組織・請負作業等
- ⑦農用機械 ⑧農産物の販売 ⑨林業など

みんなで考えよう
冬の省エネルギー



～冬の道 いそがず あわてず ゆっくりと～

広 報

なかのしま

12月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課
〒954-01 ☎02586(6)2002

村内交通事故状況
()内は11月分

	件数	死者	傷者
54年	24 (0)	0 (0)	26 (0)
53年	31	3	32
52年	25	1	26



すべつてう
ふざけもを
ーあめせに!

人口の動き

—12月1日現在—
()内は前月比

人口	11,226人 (+7)
男	5,517人 (+1)
女	5,709人 (+6)
世帯数	2,227人 (+2)

今月の納税 ▷固定資産税(第3期分) ▷国民健康保険税(第5期分)

村政懇談会



中条地区では1時間半もオーバー……。

ひざを交えて

おす水がないため、この計画から離脱したいとの申入れがあり、その結果、対象区域七三〇ヘクタールに対し、最終的に県営用水計画の仮同意調印を得ました。なお、今後設計に基き本調印を得ることになります。

農業後継者育成相談員の活動は目に見えないが、どういふ活動をしているのか。

■昨年一学区一名設置し、毎月一回役場に集ってもらい話し合いをしてもらっている。何か問題があったら相談員に相談してください。

〔相談員〕

中之島 小坂井一尾氏
大曲戸 野上奥治氏
杉之森 山本一成氏
中野西 佐々木芳男氏
中条 原 銑之助氏
下沼 吉田弥一氏
大沼 葦沢誠二氏
中西 羽賀嘉蔵氏

の話し合い

産業課関係

米の生産調整

来年は8パーセント？

来年度の米の生産調整に対する対応は、村の考え方、指導体制は……。

■今のところ県段階での見込みは八パーセント前後（五十三年、五・六％）になる見込みです。これには村としても頭が痛い、



部活毎に話し合いのうえ、定着作物の選択をしていただき、今から来年の対応を考えてもらいたい。そのために部落に一名定着化推進員を設置してありますので対応された。

青刈りの後、米を収穫しても転作の対象になるのか。

■青刈りというのは本来、畜産農家などと契約を結んで飼料として供給するのがたてまえですが、草刈機など使って飼料とならないものが多く、今後畜産農家などよく話し合って対処していきたい。なお正直者にバカを見せないような村政を運営したい。

今年の生産調整の実施状況は……。

■村の割当面積一四四ヘクタールに対し、見込みで一八八ヘクタール。実施率で一二五パーセントくらいになるでしょう。作物別ではレンコン四八ヘクタール。麦一八ヘクタール。大豆二三ヘクタ

農業委員会のあつせん制度は他市町村と接近している場合、規模拡大を考えても不利である……。

■他市町村と接近している農地を買う場合は確かに不利です。本村の場合、他市町村からの農地取得者についてはあつせん制度の適用はいたしません。

部落で公会堂あるいは集会所を造った場合、村から補助あるいは融資してもらえるのか。また、よく耳にする開発センターなどの基準はどうか……。

■今までも村でいくらか助成している。集落開発センターとして建設する場合、県費四百万円の補助があります。なお、基準がありまして生活向上のための料理の実習などできるようなものを造らなければなりません。（建坪には制限はありません。）

建設課関係

村道路改良率

ただいま

30パーセント

村道中西中条線の中西橋の掛け替えは何年になるのか。

■昭和五十五年に着手したいということで、国県に対して要望中であります。

ール、青刈三八ヘクタール。その他野菜一六ヘクタール等という状況です。

転作奨励金が農協口座振込みになっているが、オンライン化に移行したのでわかりにくい。

■農協へその旨を話してみます。

今年の米の限度数量と出荷数量の状況は……。

■十月二十六日現在の出荷数量はうるち米で一九〇、六七五俵。そのうち低品位米二一五俵です。もち米で六、六〇〇俵。低品位米二一五俵です。限度数量では、うるち米で一、七六〇俵の不足、もち米で一三八俵が超過米という状況です。これからもち米の個々の調整をします。

県営用水問題の経過について……。

■当初新たに長岡市天神町に取水権を求め、関係面積約一、七〇〇ヘクタールを計画。その後三沼地区の一〇八ヘクタールが離脱した結果、ポンプの大きさと信濃川の河床の低下などから構造を変更せざるを得なくなった。

問題は信濃川から四トンの取水が不可能の事態がおこり、急ぎよ水路改良に変更した。

従来の代償用水から二トンの水の管掌区域を決めるに当り、西所地区の一七〇ヘクタールをうる



中之島川改修の経過について……。

■昨年の六・二六水害を契機にして、国県に対して強く要望してきましたが、予算措置はまだです。村と土改の両特別委員会が強く要望しています。改修を実施することにはまちがいなく思うが、設計がまだ示されません。もう少しお待ちください。

中之島川に排水する中央都市下水路はどういう設計なのか……。

■家庭排水も混じるが、雨水排水路として着工してあります。



赤小沼部落の通称四間道路改修に伴ない、側溝にU字溝の設置を……。

■いずれ設置するが地元との協力をお願いします。

刈谷田川提防の茅や雑草の刈り取りを……。

■昨年草刈りを実施し、上流から二キロメートル実施済みです。全線実施するにはもう少し時間をください。

停電のお知らせ

○1月11日 9:30~12:00
○中条の一部

村政懇談会



■ 県道中条バイパスの工事の経過は……。
■ 県の子定では、今年度中に用地を買収し、来年度で工事が完了する予定です。今現在農地は全部買収済みですが宅地が少し残っている状況です。

■ 村道丸山前田線が完全補装になってうれしいが、幅員が狭く過去にも車と車がすれ違いの際、田に落ちたことがあるので拡幅願いたい。
■ いずれ拡幅しなければならぬと思うが、村の実施計画のなかで順番に従って実施します。

■ 上越新幹線高架橋の下を子供の遊び場として利用させてもらえないか。
■ 打診したこともないが、話をしてみます。

高架橋の下を防護柵をすると雑草が生

■ 上通小の建設時期は……。
■ 危険校舎として認定してもらわないと補助金や起債が得られないので認定してもらってから考えます。

■ 上通小の敷地拡張と規模の見直しについて……。
■ 村の実施計画では五十六年度で用地取得、規模は七反ぐらい、財源を配慮しながら対応していきます。

■ 社会教育の場となる学校体育館の借用をもっと簡単な手続きで……。
■ 今後検討します。

■ 父親学級などのPTA活動を勤務の支障のない日曜振り替えにできないか。
■ 明示してある日曜振り替えの実施できる学校行事は文化祭、運動会と修学旅行の三つです。それ以外は極端に言うときません。

教育委員会

こんどは

上通小学校

■ 村内の太木(樹木)を村の文化財に指定して管理する考えはないか。
■ 村の文化財にはいくつか指定していますが、樹木についてはまだ指定はありません。これから検討の的になるのではないのでしょうか。充分考えていきます。

■ 中学校の将来の統合の話は今のところ耳にしないが、生徒も減少の途をたどり、よい教育ができない。将来のビジョンは……。
■ 統合は将来の目標であるが、財政的にも限度がある。今のところまだ構想の話もしていません。

■ 北中学校の対外旅費が足りなく、部落の総代に対して学校長とPTA会長の連名で後援会費をいついつまで農協の口座に振り込ませよという文書が来たが、そういう権限があるのか。
■ 行き過ぎの点は是正し、改めます。

■ 上通小学校を将来の発展を考え、上通学区の中心に建設してもらえないか。
■ 既設の土地を拡張して建設したい。

保健衛生課

ゴミ置場の清潔は 部落で!



■ 用排水路が昔とちがって汚れている。環境整備からもよくない。どんな改良方法があるのか、また手続きは……。
■ 村では昨年から下水路整備事業を実施しています。これを実施すると村で工事費の六〇パーセントを補助します。その際、部落(地域)単位でないと適用されませんので部落で話し合いのうえ申し入れされたい。

■ 水洗便所を作りたいが、その際の手続きなどはどうなっているのか。
■ 浄化槽を設置するときは届け出る(役場経由三条保健所)ことが法律で義務づけられています。

■ 放流水は、ほとんどの場合、農業用水路や他人所有の側溝に流すようになるとありますが、設置前に

村政懇談会

保育料は

所得税の

合算で!

住民福祉課

■ 国が定めている徴収基準に基づいて徴収していますが、個々の決定は、その幼児と生計を一にしている扶養義務者(父母、祖父母、兄弟)の所得税等の合算額により十六階層に区分して徴収することになっています。
■ 保育料の算定基準は……。
■ 入所申請書の内容に基づき決定していますが、家庭で保育に欠ける幼児を優先的に決めていきます。

■ 保育所の定員とはどういうことか。
■ 保育所は法に定められた認可施設で、施設の基準により定員は県知事の認可を得た施設です。
現在、本村の各保育所の定員はつぎのとおりです。
中ノ島保育所 百三〇人 上通保育所 六〇人
中ノ島保育所 六〇人 中野保育所 八〇人
中ノ島保育所 六〇人 信条保育所 九〇人

■ 下沼部落の保育所の幼児をスクールバスに乗せてもらえないか。(冬期間や風雨の強い日など)
■ 保育所に通う場合、原則として保護者から送迎してもらったことになっています。ある程度の道のりを歩かせることは、幼児の将来のため、心身の健康のためにはむしろ必要なのではないかと考えます。
■ 大曲戸、中興野地区の保育所幼児を夏場もスクールバスに乗せてもらいたい……。
■ スクールバスの定員や運行ダイヤの関係もあり、できるかどうか検討してみます。

■ 国民年金にはどうしても入らなければならぬのか。
■ 国民年金制度ができてから国民皆年金となり、厚生年金に加入している者の外は二〇歳になったら必ず加入しなければならないことになっています。

村政懇談会

あらかじめ管理者または所有者の承諾を得てください。なお届出はほとんどの場合、施行する工事店が代行してくれます。

ゴミ・危険物の収集日が決まっているにもかかわらずゴミが散乱して困る。ゴミ置場に金網などの設置を……。

■ゴミ収集場所は村内で百五十カ所ほどありますが、この管理は部落でやってもあり地域によっては金網等を設けてあるところもあり。収集日の当日ゴミを出してもらったことを徹底していただく中で、ゴミ収集場所の清潔を保っていただきたい。今のところ村で金網などを設置する考えはありません。

国民健康保険税の算定基準は……。

■所得割・資産割・均等割・平等割の四つの要素によって算出します。(くわしくは昭和五十四年八月十五日発行の広報なかのしまに掲載してあります。)

国保と社保の関係は……。

■国保の加入は、社保未加入者全員が本人の意志にかかわらず国保に加入することとなり、世帯主が納税義務者で、課税対象は被保険者について算定されます。

国保と社保との比較では社保の方が有利です。

そこで、社保の被保険者の扶養者となるには同一世帯員で年間収入七〇万円未満で主として、その被保険者により生計を維持していることが要件となります。

村政懇談会

庶務課関係

役場職員に

大学卒を！

与板郷消防署が完成して便利になったが、急病時に与板から下沼まで救急車が来るのに時間がかかる。従来どおり分水町から要請してもらえないか。
■確かに多少の時間を要すると思いますが、交通事故などの生死を争うときは分水町からも要請できませんが、それ以外では与板郷の救急車が出払っていない限り、原則として与板郷の管内ですらからご了解ください。

行政上の嘱託員の身分は……。

■中之島村の非常勤の特別職であるが、行政上の責



任はありません。

役場の一般事務に大学卒を採用する考えはないか。

■一般職は来年度採用する予定はありませんが、五十六年度から大卒の採用も考えています。

企画課関係

村の人口増を！

人口の増加を考えるような村の構想はないか。
■環境整備をはかりながら住居地域の開発を進めます。

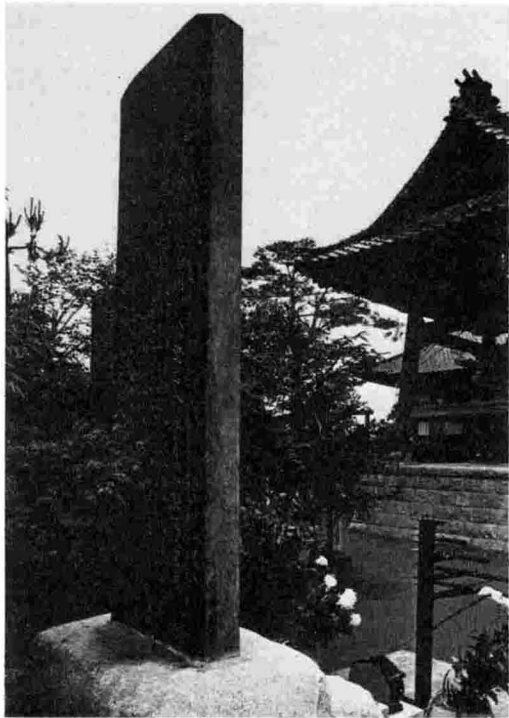
押切駅周辺の今後の発展策は……。

■法律にいろいろ規制がありますからもう少し研究します。

税務課関係

村民税の令書を勤め先の事業所でも納税できないか。

■特別徴収義務者として村長が事業所を指定しなければ事業所では納税できません。希望があれば指定しますので税務課へ申し出て下さい。



昭和五十三年生誕三百年祭に光正寺に建てられた首塚

義民 大竹与茂七

義民与茂七は中之島大竹宗家の第二十一代助左エ門住正(三七〇年前位)の次男与茂七が分家して初代となり、その四代が

歴史を訪ねて



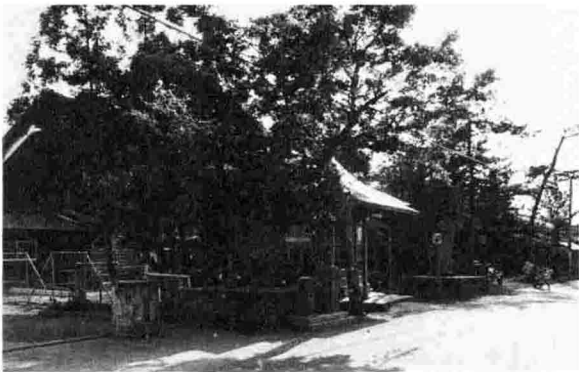
義民与茂七である。与茂七家は新登田領中之島組(中之島村の大半、見附市、栄村の一部と脇川新田)六十二ヶ村の名主として代々その職を継ぎ、とくに四代与茂七は名主筆頭として当時徳川幕府の封建的圧政の中で組下百姓幾千人の生活を支えとして有能重要人物であったのである。幼名を与助と云い、十八才で武を長岡蔵王に道場を開く元岡山藩の浪人石川掃部の門に入り、文はその従弟たる飯島時之助の塾に学び文武両道に秀い

でしと云う。

与助、師石川の娘秀子を娶り二十才で家督を継ぎ、三十七才に処刑されるまでの一生は、当時の世相と暴政を考えれば、我が国農民運動史の中に於て特筆されるべき人として下総の佐倉宗吾に勝るとも劣らぬ義民的人物と云うべきである。

事件は、元禄年間から宝永年間にかけて起るのであるが、中でも大きな訴訟事件となったものに宝永元年の大洪水がある。この時は庄屋が留守のため与茂七の一存で藩の木を切って堤防を守ったのであるが、帰宅した庄屋に藩材盗伐の罪で訴えられた。しかし、火急の時に適宜の処置を取って破堤を免かれしめたことは褒めこそすれ咎めるべきものにあらずと、与茂七は勝訴となった。運の悪い時は仕方ないもので、翌宝永二年は天候不順で虫災発生して米は取れず、そのために難民が多く出て新登田藩ではお粥小屋を作って救済に当った程の大凶作。それにもかかわらず年貢米の取り立てはきびしく、その年の納米の不足分は庄屋から百五十両を借りて全納したのである。その借金の返済の時、使いたった者が庄屋の振舞酒に大酔して証文を受け取らずにきた事にはじまり、与茂七側は借金二重取りとして訴え、庄屋方は又、多勢で庄屋宅

与茂七地蔵



へ押しかけ乱暴を働いて疵を負わせたのは一撥徒党であるとして訴えを起したのである。
新登田藩中また、庄屋方、与茂七方と、それぞれ味方するものあり、とうとう五ヶ年以上にも及ぶ大裁判となったのである。これを裁くは、梶弾右エ門、舎人、今一人は高久助之進將監であった。梶は驕慢尊大の人物で庄屋方と云われ、高久將監は性質硬直にして忠義一徹の老人で与茂七方と云われるのであるが、永年の裁判で病弱老体の高久將監は判決無きうちに死んで終つた。それを聞いた与茂七は、「寄りか

かる松は枯れたり蔦かつら」と嘆いたという。その後、梶は益々権力をほしいままにあるとすれば判決の帰趨は明白である。相手は庄屋と結託せる悪徳奸吏であったが、与茂七は法廷では理論整然として一歩もゆずらず、怒った梶弾右エ門は与茂七の生齒を全部抜き取ったと伝えている。この様な残酷なる仕打ちを受けて与茂七は次第に抵抗力を失ったものであろう。

正徳三年六月二日を迎え、与茂七始め脇川新田名主善助、中興野名主小助、灰島新田名主喜平太、池之島名主安左エ門の五人は死罪を申し渡されたのである。与茂七は、「今はよし、あらぬ濡衣身においで、清き心は知る人ぞ知る」と心境を歌に託して四人と共に、新登田城外中曾根刑場の露と消えたのである。その怨霊は、再三の新登田の大火に火の玉となって飛んだと伝えられている。

処刑された与茂七、善助の首は桶に納め、新登田から中之島に運び町はずれの与板街道南側に間口十五間奥行き八間の竹ヤライの中央に三日間の晒首となつたのであるが、三日目の夜、何者かに持ち去られたという。後日伝える処によれば与茂七首は菩提寺である光正寺に、善助首はその前任地の椿沢村の寺に葬むられたという。(光正寺伝)



「南喜一賞」受賞

中之島村食生活改善推進協議会

南喜一氏は、昭和三十年財団法人日本食生活協会を創立し、国民の栄養改善、食生活改善のため、我が国で初めて「キッチンカー」を建造し、日本人の健康づくりのために、生活改善部門に活やくした個人や団体に故人が肩をたいて、ご苦労様という気持ちで贈られる賞で、最高の名誉賞です。

献血ありかどう

県知事より表彰状



献血が連続して三年間、目標を達成した中之島村に対して表彰状がおくられました。日頃、みなさん方のあたたかいご理解と協力により昭和五十一年度が目標三八五本に達して、五六四本を達成、昭和五十二年度が四七三本に達して六八五本、昭和五十三年度が四八一本に達して六九五本を達成。達成率では一四四パーセントを維持してきました。

これからもなお一層のご協力をお願いします。

結核成人病優良村としても感謝状が

胃ガンや子宮ガンなどの成人病予防に対して村民みなさんが積極的に受診し、効果をあげたものとして県成人病予防協会より感謝状がおくられたものです。これからも自分のからだは自分で……。



村に關係する施設を見てもらおうと十月二十九日「施設めぐり」を実施しましたが、参加された西高山の小谷松さんからその思い出を綴ってもらいましたので紹介します。

施設めぐりの思い出

西高山 小谷松 恭二

広報なかのしま十月号に「施設めぐり」の計画が書いてあったので企画課に申込み、去る十月二十九日午前九時、村長さんが案内役、企画課長さん以下職員の方々も我々と一緒にマイクロバスに乗って出発。

まず最初に民俗資料館を訪れる。初めての人もある。村内有識者の方々も老人クラブの協力で集められた資料である。これを見ていると時代の移り変わりがよくわかる。若い人達がどんな気持ちで受け止めてくれるであろうか。時間の都合もありつぎの施設、スポーツ広場へ。ここは与板橋のすぐ下流、信濃川の河川敷、広々としたところに設けられている。樹木がなにもない炎天下では大変であろう。ただし、そんなことを思うのは老人だけであろう。マイクロバスは与板橋を渡り坂を下る。すぐ右手に与板郷消防署がある。到着と同時にすぐ階上に案内されて説明を聞く。これだけの設備、中之島村だけでは容易なものではない。与板、和島と一緒に



厚くお札を述べてつぎの施設に向う。塩の入トネルが目下拡張工事のため通行止めである。そのために大河津まで下り国道116号線を桐原に出て島崎を通り落水川の所から海岸まで……海を見下す所にゴミ焼却場がある。高さ40メートルの煙突、長い間風雪に耐え、台風にも倒されず毅然として空にそり立っている。ここは可燃物だけ処理する場所。しかし来てみれば燃えないう物が相当量混入されているのに驚く。水分の多い物があるために補助燃料も必要になってくる。ゴミを出す人々の注意が望まれる。

各地からゴミが集まる

焼却場

見に来ては驚くばかり

焼却場

つぎに案内された所は与板の山の中と言うが、アミダ瀬の山の中である。ここに不燃物の埋立地がある。燃えないものがところ狭しと集積されている。ここではまた、二度の御奉公を願おうとクズ鉄や一升ビン等の回収が行なわれている。ここもすぐ満員になるらしい。話には聞いていても目で確かめて話を聞いてなるほどとうなづく。百聞は一見にしかずとはよく言ったものである。これで計画された午前中の視察を終り、道を逆もどり、与板橋を渡れば中之島村である。各自役場で昼食をとる。

午後一時すぎ役場前を出発。中之島宅地造成地域に造られた児童公園を左に見て、大竹邸記念館に到着。村長さんの御案内で正面玄関へ入る。正面の間に安置されている御仏壇にお参りする。最近、旧邸宅が改装されたその中と土蔵の中、一階と二階に資料が整然と展示されている。初めて見せていただくものばかりである。国士大竹柏陰翁の命をかけての活躍ぶりが偲れる。水を治める者国を治めるといふ。その事実は今さら言うまでもない。そしてまたあの有名な

なって消防と救急活動が迅速に行われる。消防ポンプも発達したものである。自動車に水が二トンも積んであるという。いざ火災となれば現場にかけつけて支度のできるまでに早速放水、水の不便の所でも初期消火の威力を発揮することが出来る。こんな大きな消防車、そのためにも比較的広い道路が望まれてくる。中之島にもこの分遣所があり、自らの身を守る一役をになつてくれることは承知の事実である。守りは堅く、災難は少なく、これがみんなの願いであろう。水積んでサイレン鳴らし

消防車

異状乾燥注意呼びかけ

消防車

我々のためにすぐ前で放水までして見せて下さった署の方々に厚くお札をのべて西へ車は走る。塩の入トネルのすぐ近くにある悲しみの無憂苑斎場に到着、こじんまりとした建物。良く清掃されている。このあらしを印刷物で見る。中之島、与板、それに和島、一町二村の広域事業として計画され、去る四十九年四月三十日に完成したものである。ここは小高い山の上、杉の木を切り払って造られた静かな場所である。排ガス二段燃焼方式を採用されているので排ガスによる公害がないという。全員黙とうをしてバスに乗る。車は信濃川に沿って下る。間もなく尿尿の処理が行なわれている三島郡清掃センターに到着、小高い所に造られている処理場に入る。何やらそんな香りが漂っている。ここで所長さんから説明を聞く、結局流してもよい状態の水とカスに分離し、カスは肥料分に豊富なので農家に還元し、水は放流するのだそうである。以前は肥料として人糞尿が盛んに使われていたのであるが、清浄栽培の普及と手間を惜む風潮のため、汲み取り清掃が行れるようになったのである。全員説明をして下さった方に

な焼打ち事件……投獄（その時着用されていた夏羽織がスリ切れしている）……無罪……地元熱狂ぶり……掃部……歓迎、その生きた資料に心が打たれる。謹厳そのもののおもかげの中に愛国の熱血が燃えださっていた。現在の政治にはたして望めるであろうか。義民大竹与茂七の生誕の地、中之島、義民と国土を生んだその風土、未長く大切にしなければならぬと思つたのである。

つぎに老人憩の家、刈谷田荘が予定されていたのであるが、今日はいよいよの定休日、またの機会に譲り、大堰の狭い連絡橋を渡り見附市に移り川に沿って少しばかり上るとそこに青木浄水場がある。案内をして下さった方の話を聞きながら場内を見学する。大きな管理室がある。取水から配水の状態まで一見して判るようになっていて、水の使用量が思った程伸びないという。省資源、省エネ時代にここでもっととんとン使ってほしいという。みんなが力を合せてやりさえすれば毎日浄化された水がふんだんに供給される。ありがたいことである。ここでも所員の方に厚くお札を述べて、もと来た道を中之島に帰り刈谷田川左岸を三沼まで下り、農免道路を通って信条小学校に向う。到着の頃は秋の日がすでに傾きかけており、米山から入道雲が広がって来る。ここでは新しい校舎が明年完成を目指して建設中である。すでに体育館の外形も出来上っており、教室も基礎工事が始められている。出来上ってしまえば旧校舎はとりこわしになるという。

新しい近代設備をもつ校舎、広々とした屋外運動場、静かな環境の中で子供達がすくすくと育つてゆく、次の世代を自分達の手で創りあげてゆく、みんな幸せに健やかにと念じながら役場に帰り解散。有意義な一日を振り返って見て感無量である。

お知らせ

昭和55年 優良無事故運転者表彰



一、表彰の種類
 ▼連名表彰 普通免許以上の所有者で、十五年以上無事故・無違反者に「県警本部長、県交通安全協会長」が連名で表彰します。
 ▼単名表彰 普通免許以上および軽(審査未済のもの)二輪・小型特殊・原付の各免許所有者で、七年以上無事故・無違反者に「県交通安全協会長」が表彰します。

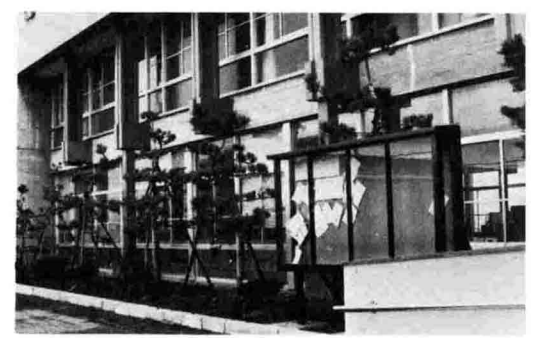
二、表彰年限
 表彰は免許取得年月日から起算し、昭和五十四年十二月三十一日現在で、つぎの年限に達したものに於いて行う。ただし、交通事故または交通違反により行政処分を受けた場合は、当該処分が終了した翌日から新たに年限を起算する。

三、マークの申請
 「優良マーク」は十年以上、「優秀マーク」は二十年以上の無事故・無違反者で普通免許以上の所有者に交付します。
 希望される方はマーク代四百円を添えて申請書を提出してください。

締め切りは昭和五十五年一月二十日。上申書の用紙は協会事務局(見附警察署内)にあります。
 見附地区交通安全協会

お知らせ

年末・年始の役場事務



★官庁は十二月二十八日が御用納めですが、役場は二十九日の午前中まで仕事をしております。来年一月は、三日まで休ませていただきます。ただし、各届けは宿日直者が受け付けます。年末は、窓口がたいへん混みますので、ご用の方はできるだけ早めに……。

★公民館の一般使用は十二月三十日まで。一月は四日からです。なお、一月十五・十六日は休ませていただきます。
 ★刈谷田荘は十二月二十八日から一月五日まで休みです。

★ゴミ・し尿は十二月三十一日

★危険物は埋立地が山間地であるため、十二月十七日を最後に来春の運行ができるまで収集業務を休みます。その間の不燃物・危険物については家庭で保管ください。
 ★し尿くみとり——年末は申し込みが殺と、年内に回りにくい場合もありますし、雪が降ってからは車の入れない所もでてきます。申し込みは、一週間の余裕を見て申し込みましょう。
 TEL 63184

国民年金の保険料は税金の控除対象になります

ことし一年間に納めた国民年金の保険料は、サラリーマンの年末調整や自営業者などが確定申告をする時、その額がまるまる所得額から控除され、所得税が減額されます。
 十二月は、年末調整の月ですから、該当者は、この手続きを忘れずしてください。

控除される額

昭和五十四年一月から十二月までに納めたつぎの保険料が控除の対象になります。
 ①定額保険料——五十四年一月から三月までは一カ月につき、二、七三〇円、五十四年四月から十二月までが一カ月につき、三、三〇〇円(定額保険料を一年間まるまる納めた場合は七、八九〇円)
 ②付加保険料——五十二年一月から十二月まで一カ月につき四〇〇円(付加保険料を一年間まるまる納めた場合は四、八〇〇円)

家庭児童相談室のご案内

子どもの問題について困っている方。悩んでいる方はいませんか。南浦原社会福祉事務所には、気やすく相談できる家庭相談室があります。
 相談はすべて無料で相談内容は秘密を守ります。また、来所できなければ電話や手紙で連絡ください。すぐ訪問し、相談に応じます。
 ●相談員と場所
 三条市西裏館
 南浦原社会福祉事務所内
 家庭児童相談室
 TEL 三条(0)1306
 相談員 山口秀吉・松崎敏子

中小企業者の方へ

《中小企業倒産防止共済制度》は、連鎖倒産を未然に防止するために、国でつくられた制度です。加入後六カ月以内たつて、取引先企業が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合、掛金総額の十倍の範囲内で無利子・無担保・無保証人で共済金の貸付が迅速にうけられます。ただし、全国加入促進運動実施中。ぜひこの機会に制度への加入をおすすめします。
 《小規模企業共済制度》は、国

国の進学ローンのご案内

来春進学されるお子様をお持ちの方におすすめていたします。
 ▼利用できる方 高校・大学等に進学される方で、一年間の収入が五百万円以内の方。
 ▼融資額 一世帯当り五十万円以内。
 ▼融資期間 高校三年以内、大学四年以内。
 ▼利息 年八パーセント。
 ▼保証人 一名以上。
 ▼返済方法 毎月元利均等返済。
 ▼取扱期間 毎月元利均等返済。毎年一月四日から五月末日まで。
 ▼くわしくは、もよりの国民金融公庫、銀行等に相談ください。

犬の飼育はいつもぐさりで



三条財務事務所

店一 店館屋
理バ 食出
料キバ 飲旅仕

公給領収書を
受け取りましょう

事業主のみなさんへ

押し寄せる高齢化社会に備えて、労働省では企業に対して「定年延長」を呼びかけており、昭和六十年には「六十歳定年制」が一般化することを目標に、行政指導を進めています。
 その奨励策として、これまでの「定年延長奨励金」と「継続雇用奨励金」の支給額を次のように改善しました。
 ●【定年延長奨励金】
 定年年齢を五十六歳以上に引き上げた事業主は、その恩恵を受ける労働者一人につき、年額三十六万円(大企業二十万七千円)受給できます。
 ●【継続雇用奨励金】
 六十歳以上の定年制を採用している事業主は、定年後引き続き雇用する労働者一人につき、年額十八万円(大企業十三万五千円)受給できます。
 これら奨励金の「支給申請期間」は、昭和五十五年一月一日から同三十一日までです。
 くわしくは、最寄りの職業安定所におたずねください。

心配ごと相談 ○毎週火曜日 午後1時~4時
 ○公民館

冬の道

◆冬の交通事故防止運動
12月11日～1月10日



ただでさえ交通事故がいつおきるかわからない危険な道路。それが冬ともなればいつその危険です。
運転者にとっていやな季節になりました。でも、危険と承知しながらもスピードの出すぎや装備の不用意などが原因で冬の交通事故は絶えません。
夏の間、いい調子で運転していたあなた。心をぐっとひきしめ、この冬交通事故「ゼロ」でのり切ってください。
また、運転者ばかりではありません。歩行者・自転車乗りのみならず「自分の身は自分で守る」という気持ちで、事故防止に努めてください。

▼建て前と本音 ▼飲酒運転



建て前と本音……人間である限り、少なからず違うもので、一致させることはなかなか難しいことです。

しかし、その違いによって社会のモラルに反するような場合は断じて許すべきではありません。この悪例の代表ともいえるのが「飲酒運転」。飲酒運転はまだまだあとを断ちません。
つまり、「飲酒運転はやってはいけない」、これが建て前で、「しかし、少しの酒なら……事故を起こさなければ……」が違反者あるいは違反者を生み出す環境を形成している本音であり、こういう考えを人々が容認している限り、決して飲酒運転はなくなることはないでしょう。

▼スリップ事故を ▼なくそう

もうすぐ降雪期、車の冬仕たくは万全ですか。



これからの道路状況は日一日と変わってゆきます。つねに道路状況は握し、スピードの一割ダウンと車間距離を十分保持し、冬期間の安全運転に心がけてください。
路面凍結、積雪時にはスノータイヤ・タイヤチェーンの装着が義務づけられています。
又、スコップ・砂袋などを忘れずに……。

▼夜間事故の ▼防止

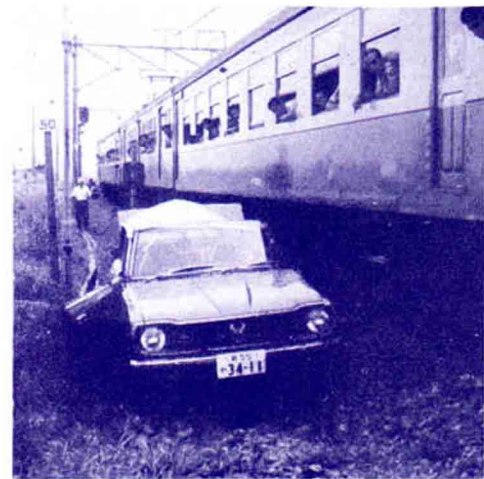
特に、老人・子どもの夜間外出はできるだけ、さけてください。
やむなく外出する場合には運転者から見やすい服装で外出するようにしてください。

▼踏切は必ず止って ▼確認を

雪が降ると踏切事故が増える。そのとおりです。例年、冬期間になると踏切事故が増えます。

その事故原因のほとんどが、踏切の安全確認をよくしないためによるものと、自動車のスリップ事故によるものです。
つぎのことをよく守ってください。

- 一、吹ぶきなどで見とおしが悪くなります。必ず一旦停止して警報音・列車進行表示器・しゃ断機で踏切の安全確認をする。
- 二、雪があるときは、必ずタイヤにチェーンを……。
- 三、踏切上でエンジンストールや落輪したら、自動車を移動する前に、先ず非常ボタンや赤旗により列車を止めてください。



▼慎重な行動を ▼おとしよりの ▼交通安全

歩行者の交通事故の年齢別被害状況を見ると、「まだまだ若いものには負けられない」という六十歳以上の被害者が絶対値を示しています。いつまでも若々しい行動力を持つことはぜひ必要です。

しかし、だれでも年とともに体力・反応・能力などの身体機能がおとろえるのです。そのことをよく自覚して慎重な行動をとっていただきたいのです。
よく不慮の事故ということがいわれます。しかし、ほんとうの不慮の事故ということばそのままの事故は決して多くはないはず。おとしよりの自身どんな行動をとらなければならぬか、また住民みんながおとしよりにどんな保護をしなければならないかをもう一度考え、おとしよりのがいつまでも健やかで安全にすごせるようにしたいものです。

▼交通事故に ▼もっと真剣に ▼取り組もう

村内でも、今春以来交通事故が増えています。事故状況はつぎのとおりですが、まだまだ増える傾向にあります。

これは、交通安全についていつも口をすっぱくしてみなさんをお願いしていることも、まだまだ守られていない現れです。
交通ルールを守らないこと……それは生命を捨てること、奪うことと言っても過言ではありません。いつでも、どんなときでも交通ルールを守れ、

村内の交通事故状況

	54年	53年
1月	0	5
2月	0	1
3月	2	1
4月	1	2
5月	3	4
6月	2	5
7月	6	2
8月	4	3
9月	4	2
10月	1	4
11月	0	2
計	23	31



白魔襲来に ▼▼▼万全

ことしももうすぐ降雪期を迎えます。村の除雪対策協議会は十二月一日に除雪会議を開き、除雪計画を検討しました。

いままでの降雪・除雪状況などの教訓を生かし、村内十四業者から三十五台の重機械を借り上げ、白魔襲来に万全を期しています。

■除雪計画では、通勤、通学、そのほか利用度や必要に応じて次の三区に分けて除雪します。

《第一種除雪》 一車線の巾員四・〇メートル五・〇メートルの確保を原則とし、異状降雪以外は常時交通を確保する。

《第二種除雪》 一車線の巾員三・五メートル四・〇メートルの確保を原則とし、状況によっては待避所を設けるものとする。

《第三種除雪》 一車線の巾員三・〇メートル三・五メートルの小型車交通の巾員を確保するよう努めるが、状況によっては一時交通止になってもやむを得ないものとする。

ほしいみんなの ▼▼▼自治意識

村ではお金も機械力も年ごとに充実しています。しかし、住んでいる人が、村という団体が自分たちの共有物、共同社会であるという認識が高まらないかぎり、満足する雪国改造は決してできません。失われつつある昨今の住民意識、自治意識をこれから冬期生活に発揮して明るい冬の生活を築きましょう。

長尺物で ▼目印を

▼消火栓・へいなどの位置はわかりやすいよう、長尺物に赤い布きれ、または立札などを。
また、バスの表示などは除雪に支障のないようにご協力を。

▼降雪のため、竹や樹木等が道路内にたれさがる事が往々にして見受けられます。これらは、除雪や交通の障害になりますので早急に地元や各位で処置してください。また、風よけの「支え」や「けた」が道路にはみ出ないようにしてください。

▼除雪は、全部重機械で雪を押し除ける方法です。中之島地域は消雪パイプです。みなさんの出入口、通路などをふさぐことが多いと思いますが、それぞれみなさんで確保されるようお願いいたします。

▼また、田や畑などに入った砂利などについても、村としては補償しかねますので地元のみなさんご協力をお願いいたします。

▼除雪時の機械接近は非常に危険です。除雪案内人の指示に従ってください。



みんなの力で快適な冬を



車の路上放置 絶対しないこと



なんとといっても、車の路上放置がいちばん除雪作業を妨げます。作業は早朝か夜間が多いため、持ち主を探すこともできず、除雪車はその先の除雪ができなくなります。又、このような路上放置の車に損害を与えても補償はいたしません。

万一、吹きだまりにつつまんだり、故障して動けなくなった場合は「キキー」をつけておいてください。

雪おろしは いっしょに

降雪が続く、屋根の雪おろしが必要になったとき、やむを得ず路上におろす場合は、交通の支障にならないよう手際よく道路外へかたづけしてください。



もし、そのまま放置されるような場合は、その路線の除雪はいたしませんのでご了承を。
また、雪おろしは、となり近所がいっしょにおろすようにしてください。

除雪のことは除雪モニターへ

村内の除雪は村内の14業者35台の除雪車を借り上げて実施しますが、地元の道路あるいはいざ、というときの連絡は各地区の除雪モニターへ……。

赤	沼	高	森	恵	二	02569	(8)	4	7	2	1
中	新	田	中	茂	雄	02569	(7)	3	4	1	3
末	条	山	崎	源	太	02586	(6)	5	0	3	0
中	宝	山	田	誠	一	02586	(6)	5	6	8	8
島	中	大	久	保	兵	02586	(6)	3	4	3	8
高	野	中	島	権	之	02586	(6)	6	0	7	2
西	高	畑	坂	口	清	02586	(6)	5	9	7	8
池	高	山	高	木	三	02586	(6)	6	1	8	0
	大	口	高	橋	郎	0258(24)	3	4	1	1	
	之	島	田	中	岩	0258(24)	1	0	3	5	

冬期間の駐車禁止 ▼▼▼区間を設置

つぎの区間は十二月一日から来年三月三十一日までの冬期間駐車禁止区間に定められましたので厳守ください。

- 中之島から赤沼の刈谷田橋までの村道六・七キロメートル(通称四間道路)
- 真野代橋から満州屋商店前までの県道一・六キロメートル
- 満州屋商店前から西野の専正寺前までの一・四キロメートル
- 中条入り口から宮村までの県道一・七キロメートル(中条バイパス全線)